

総務教育常任委員会資料

(平成30年3月6日)

〔件名〕

- ・理学療法士等修学資金貸付金返還金（延滞金）の二重徴収について
(会計指導課) …… 1

会 計 管 理 者

理学療法士等修学資金貸付金返還金（延滞金）の二重徴収について

平成30年3月6日
会計指導課
医療政策課

理学療法士等修学資金貸付金返還金（延滞金）について、1名分7,265円を二重に徴収していたことが判明しましたので報告します。

原因としては、財務会計システムの入替に伴う経過措置として、一部手作業による入力作業時に、入力を誤ったために発生したもので、過徴収額については3月6日に返還予定です。

なお、財務会計システムは改修済であり、今後手作業による入力作業は発生しないため、同様の原因による二重徴収は今後発生しません。

記

1 概要

県に納付のあった理学療法士等修学資金貸付金返還金（延滞金）について、1件を誤って別の債務者からの返還金として処理していたため、返還済みの債権がシステム上は未納状態だった。

そのため、督促して再度納付していただき、二重徴収となった。

2 二重徴収の原因

H29.4月の新財務会計システムへの移行に伴い、H29.4.1以降、旧財務会計システムで発行した納入通知書で納付があった場合には、誰のどの債権についての納付かが自動的にわからない状況となった。

このため、会計指導課において手作業での調定番号等による突合作業を行ったが、A氏とB氏の調定番号を誤って突合せたもの。

3 今後の対応

過徴収となっている7,265円については、3月6日に返還予定です。

なお、現在は旧財務会計システムによる納入通知書を新財務会計システムで処理できるようシステム改修済（平成29年7月）であり、手作業による突合作業は生じないため、同様の原因による誤りは今後生じません。

(参考) 二重徴収となった経緯

①H29.4.7	理学療法士等修学資金貸付金の返還金7,265円をA氏が納付。
②H29.5	会計指導課が①を誤って、A氏ではなく、看護修学資金貸付金返還金の未納者B氏からの返還金として処理。
③H29.10.11	医療政策課担当者Xが理学療法士貸付金の返還金の収納状況を確認したところ、A氏は財務会計システム上未納状態だったため、A氏に返還を文書依頼
④H30.2.1	A氏が再度7,265円を納付
⑤H30.2.26	医療政策課担当者Yが看護修学資金貸付金の返還金の収納状況を確認したところ、B氏分として、7,265円が誤って収入されていることが判明。
⑥H30.2.27	医療政策課が⑤について、A氏から返還いただいたものが、誤ってB氏分の返還として処理されており、その結果A氏から二重に徴収したものと推定。
⑦H30.2.28	医療政策課が会計指導課に確認したところ、②の誤処理が原因であることが判明。A氏母親に電話で謝罪するとともに早急に過徴収分を返還する旨を連絡し、ご了解いただいた。(H30.3.6返還予定)
⑧H30.3.1	会計指導課において、二重徴収は本件1件のみだったことを確認。